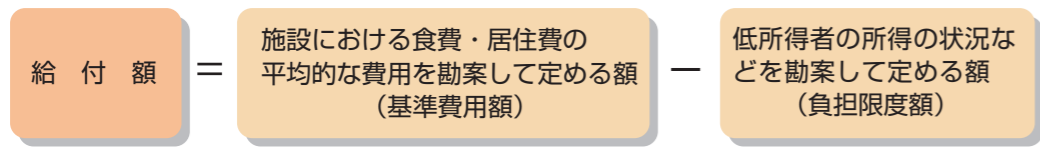


2 食費・居住費

介護保険3施設(ショートステイを含む。)の利用者のうち、制度見直し後の保険料段階が第1段階から第3段階に該当する方について、食費と居住費のそれぞれに負担額の上限を設定し、基準費用額と負担限度額との差額を補足的に給付します。

◎食費・居住費の上限設定(特定入所者介護サービス費〈補足的給付〉)



施設利用者の食費や居住費が見直されます
六月二十二日、介護保険法の改正法が成立しました。既存のサービスの質の確保・向上を図るほか、これまで以上に介護予防の取り組みに重点が置かれたものになっています。この改正法成立を受け、十月一日からは、在宅と施設の介護サービスを受ける方の負担の公平性を図るため、施設給付の見直しなどが実施されます。

◎特別養護老人ホーム入所者の利用者負担変化のモデル

改正後の負担区分		利用者負担計	1割負担	居住費	食費
第1段階 例)生活保護受給者など	相部屋	2.5万円	1.5万円	0万円	1.0万円
	個室	5.0万円 (4.5~5.5万円)		2.5万円 (2.0~3.0万円)	
第2段階 例)年金80万円以下の方	相部屋	3.7万円 (4.0万円)	1.5万円 (2.5万円)	1.0万円	1.2万円 (1.5万円)
	個室	5.2万円 (7.0~8.0万円)		2.5万円 (3.0~4.0万円)	
第3段階 例)年金80万円から266万円以下の方	相部屋	5.5万円 (4.0万円)	2.5万円	1.0万円	2.0万円 (1.5万円)
	個室	9.5万円 (7.0~8.0万円)		5.0万円 (3.0~4.0万円)	
第4段階 例)年金266万円を超える方	相部屋	8.7万円 (5.6万円)	2.9万円 (3.0万円)	1.0万円	4.8万円 (2.6万円)
	個室	13.4万円 (9.7~10.7万円)	2.6万円 (3.1万円)	6.0万円 (4.0~5.0万円)	

3 利用者負担の変化
特別養護老人ホームの利用者の負担は、おおむね左記の表のように見直されます。



注1) 表中の()内は、現在の負担額です。また、赤字は今回の改正で変更のあった部分です。
注2) 特別養護老人ホームの利用者のうち、要介護度5で甲地(さいたま市や千葉市など)にある施設の標準的なモデルです。(沖縄県内の施設とは差があります。)
注3) 改正後の1割負担は、平成17年7月現在の介護報酬を基に機械的に算定されたものです。
注4) 改正後の負担区分の「例」には、収入が年金のみで他に課税されるべき収入がないケースを記載しています。(金額などについては、税制改革などの影響は考慮されていません。)
注5) 実際の負担金の額は、施設の種別などによって異なります。
注6) 第4段階の食費・居住費は、見直し後は利用者との契約により設定されるものです。

◎施設利用者の費用負担などについての問い合わせ先

市町村担当課	電話番号	市町村担当課	電話番号
那覇市 チャーがんじゅう課	TEL:098-862-9010	西原町 保険課	TEL:098-945-4791
宜野湾市 介護長寿課	TEL:098-893-4411(内189)	城辺町 保健課	TEL:0980-77-7595
平良市 介護長寿課	TEL:0980-72-3751(代)	下地町 保健福祉課	TEL:0980-76-6681
石垣市 介護長寿課	TEL:0980-82-7158	上野村 福祉課	TEL:0980-76-6841
浦添市 介護長寿課	TEL:098-876-1234(代)	伊良部町 町民福祉課	TEL:0980-78-6252
名護市 介護長寿課	TEL:0980-53-1212	多良間村 民生課	TEL:0980-79-2623
糸満市 介護長寿課	TEL:098-840-8133	竹富町 健康保険課	TEL:0980-82-6191
沖縄市 高齢福祉課	TEL:098-939-1212(代)	与那国町 健康保険課	TEL:0980-87-2241
うるま市 介護長寿課	TEL:098-973-3208	沖縄県介護保険広域連合	給付課 TEL:098-921-7809

※お住まいの市町村の問い合わせ先がない方は、沖縄県介護保険広域連合にお問い合わせください。

お問い合わせ先 県高齢者福祉介護課 TEL:098-866-2214 FAX:098-862-6325

市町村への申請を

制度改正後の負担区分で第1段階から第3段階に該当すると思われる方は、お住まいの市町村に申請して、軽減処置を受けてください。

サービスの種類	見直し後
施設 特別養護老人ホーム 介護老人保健施設 指定介護療養型医療施設 (それぞれのショートステイを含む)	居住費 相部屋=光熱水費 個室=減価償却費+光熱水費
	食費 食材料費+調理コスト
在宅 通所介護(デイサービス) 通所リハビリ(デイケア)	食費 食材料費+調理コスト

※赤字の部分の負担が新たに加わります。

1 食費と居住費が原則全額自己負担に
特別養護老人ホームや老人保健施設指定介護療養型医療施設の介護保険3施設(ショートステイを含む。)の利用者の食費と居住費、デイサービスなどの在宅利用者の食費が介護保険の給付対象外になり、今後は原則的に利用者の全額自己負担になります。

施設給付の見直し

1 高額介護サービス費

高額介護サービス費は、月々の介護サービスの1割負担の合計額について、所得に応じ上限額を設定して、世帯合算で一定額を超えた場合に超えた部分を払い戻す仕組みです。

利用者負担段階	見直し後	現行
第1段階	15,000円/月 生活保護受給者など	15,000円/月
第2段階	15,000円/月 市町村民税世帯非課税であって、年金収入が80万円以下で年金以外に所得がない方など	24,600円/月 (旧第2段階)
第3段階	24,600円/月 市町村民税世帯非課税であって、第2段階に該当しない方	

2 低所得者への負担軽減
市町村民税世帯非課税の方に対して、高額介護サービス費の上限を見直したり、介護保険3施設(ショートステイを含む。)の食費や居住費に上限を設定することなどで、負担軽減が図られます。